

令和7年10月17日

事業者 各位

上天草市長 堀江 隆臣
(公 印 省 略)

質疑回答書

質問書にて質疑のあった事項について、以下のとおり回答します。

No.	質問	回答
1	(質問1) 資料「別紙審査項目及び審査基準」 3 見積額による評価の下記の文言について ※車庫の要件 「道路運送法、旅客自動車事業運輸規則及び国土交通省の告示・通達による基準を満たし一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び許可等を受けた車庫のことであり、かつ運転手が乗務を開始・終了する車庫であること。また令和7年4月1日を起算日として、許可を受けてから3年以上経過する車庫であること。」とありますが、起算日が令和7年4月1日と起算日が過去であること。「許可を受けて3年以上」という縛りを設けることは新規参入・競争を阻むもので一般競争入札の公平性に欠ける。起算日は運行予定日から起算して1年が適当でないでしょうか？ また、業者説明会での説明もない、資料に記載もないこの条件が10月6日告示日に突如、条件が加えられた。 ①起算日、②車庫期間3年、③突如条件を追加した。以上3点の根拠は何でしょうか？	(質問1) 本市では過去に、無断で発着車庫を変更するなど運行の実態や継続性に不安が生じるような事例が見受けられました。そこで車庫は、国土交通省九州運輸局から許可が下りていたとしても、安定的かつ安全に運行できることを担保する必要があると考えています。 そのため、委託契約期間に相当する3年間の利用実績を一つの目安とし、実効性のある車庫を条件としました。 この要件は特定事業者を排除するためのものではなく、運行の安全性・安定性を確保するための基準であり、競争性を不当に阻害するものではありません。 また、起算日をプロポーザルの参加表明よりも後にすると、受託候補者に選定されなかった事業者が、すぐに車庫を撤退する可能性があり、車庫を設置しつづける保証がありません。このことを勘案し、起算日については、事業者の「既に整った体制」を確認するため、全ての事業者を同一の基準日において評価し、審査の公平性・透明性を一

	(質問 2) 「かつ運転手が乗務を開始・終了する車庫であること」とありますが、見積額の算出に使用する車庫と、契約後、実際の運行に使用する車庫が異なった場合（＝回送距離を短く計上し安く見積もること）、国土交通省が定める運賃の下限額以下で運行することになり、行政処分（九州運輸局）の対象となるが、その事実が発覚した場合、事業者に対して契約解除	層高めるため、令和 7 年 4 月 1 日を起算日としたところです。 突如条件が追加されたことについて、①については、前述のとおりです。②について、過去の運行実態を踏まえ、安定的かつ安全な運行をするには、一定期間に亘り継続して許可を受けている車庫が必要と判断しました。そこで、少なくとも委託期間と同程度の 3 年間、許可を受けた車庫を継続して使用している実績があれば、その事業者の運行体制が実際の運行実績により実証的に担保されていることになるため、運行の安全性・安定性の観点から条件として期間を 3 年間と設定したものです。 ③については、説明会以降、改めて運行の安全性を最優先に庁内で総合的に精査した結果として、実効性のある運行体制を担保するために当該条件を追加したものです。 よって、本条件は、事業の安全で安定的な運行を確保するうえで不可欠な条件であり、合理的かつ適切なものと考えています。 (質問 2) 様式第 4 号の計算表に記載する車庫以外の車庫からの運行は、天災等の特別な事情がない限り、認めません。事前相談もなく無断で発着車庫を変更した場合は、委託金額に関わる重要な事項であるため、契約不履行となり、契約解除も視野に入れ対応を検討することとなります。
--	---	--

	を含むペナルティを与えるのでしょうか？	
--	---------------------	--

※質問については、質問書の内容から体裁、誤字等について、一部修正を行っています。